

川崎市・バス事業者連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 川崎市総合都市交通計画に基づき、誰もが安全・安心で快適に利用できる交通環境の整備等に向け、川崎市とバス事業者が連携して取組を進めるため、川崎市・バス事業者連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について、情報共有や意見交換、必要な事項の調整を行うものとする。

- (1) 公共交通へのアクセス向上に関する事項
- (2) バス移動の快適性向上に関する事項
- (3) 安全・安心な移動環境の確保に関する事項
- (4) その他連絡会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 連絡会議は、座長、副座長及び別表に掲げる委員をもって構成する。なお、バス事業者関係の委員は別表に掲げる団体からの推薦とする。

- 2 座長は川崎市まちづくり局交通政策室長をもって充てる。
- 3 副座長は川崎市まちづくり局交通政策室担当課長をもって充てる。
- 4 連絡会議は、座長が招集する。
- 5 副座長は座長を補佐し、座長に事故あるとき、または座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

6 連絡会議は、必要があると認めるときには、委員以外のものに対し、連絡会議に出席して、その意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(庶務)

第4条 連絡会議の庶務は、まちづくり局交通政策室において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関して必要な事項は、座長が連絡会議に諮って決める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年8月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年8月5日から施行する。

川崎市・バス事業者連絡会議委員等

■バス事業者関係

所 属 名
小田急バス株式会社
川崎鶴見臨港バス株式会社
東急バス株式会社
川崎市交通局

■川崎市関係

所 属 名
まちづくり局交通政策室長（座長）
まちづくり局交通政策室総合交通計画担当課長（副座長）
建設緑政局総務部企画課計画調整担当課長